

令和8年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 1

3 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱

（目的）

第1条 北九州市高齢者施策の計画の推進及び次期北九州市高齢者施策の計画の策定・推進にあたり有識者や市民で構成する「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聞き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- (1) 高齢者の活躍推進、社会貢献・地域活動に関すること
- (2) 介護予防・生活支援に関すること
- (3) 認知症対策に関すること
- (4) 権利擁護に関すること
- (5) 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
- (6) 在宅生活の支援に関すること
- (7) 介護保険に関すること
- (8) 地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
- (9) 在宅医療と介護の連携推進に関すること
- (10) 在宅医療提供体制に関すること
- (11) その他市民や事業者の参画など高齢者施策の推進に関する必要事項について意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

（構成員）

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他保健福祉局長が適当と認めた者

（任期）

第4条 構成員の任期は就任日より令和11年3月31日までとする。

- 2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第5条 推進会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長、副座長は、保健福祉局長が選任する。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 保健福祉局長は、第2条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、当該事項ごとに構成員を招集し、構成員の意見を踏まえ会議を開催し運営する。

2 保健福祉局長は会議の運営に必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への参加を求めることができる。

3 推進会議は、第1項に基づき招集された会議において、第2条に掲げる事項ごとに意見交換し、助言を行う。

4 第2項により会議に参加する者は、第3項に定める意見交換および助言に参画する。

5 第1項に定める会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過（発言の内容）

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(推進会議の庶務)

第8条 推進会議及び第6条に基づき招集される会議の庶務は、保健福祉局において処理する。

(その他)

第9条 ここに定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について

(要綱第6条関係)

第1条 要綱第6条に基づく会議は、別表の区分により行う。

2 前項に定める会議は、別表の区分ごとに、各会議の構成員の互選により選任された代表と副代表を置く。但し、別表の区分6の代表は要綱第5条に定める座長が、副代表は要綱第5条に定める副座長が務める。

3 第1項に定める会議は、要綱第1条に定める「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の開催期間において継続開催を認める。

4 前項に基づき要綱第1条に定める会議を継続開催する場合、その構成員についても継続召集できる。この場合、第2項により選任された代表及び副代表も継続して務める。

5 要綱第6条第2項により参加を求められた者は、別表に定める区分および意見聴取等を行う項目に従い、該当する会議に参画する。

(要綱第8条関係)

第2条 要綱第8条に定める庶務は、保健福祉局長寿社会対策推進室及び同介護保険課において処理する。

別表

区分	意見聴取等を行う項目	庶務担当
1 介護 予防・ 活躍推 進に関 する会 議	要綱第2条第1号、第2号および第11号に関する事 【具体的項目】 (1) 高齢者の活躍推進に関する事 (2) 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関する事 (3) 介護予防事業等の推進に関する事 (4) 介護予防・生活支援サービス事業に関する事 (5) 一般介護予防事業に関する事 (6) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	長寿社会 対策推進 室
2 認知 症施策 推進に 関する 会議	要綱第2条第3号および第11号に関する事 【具体的項目】 (1) 総合的な認知症対策の推進に関する事 (2) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	長寿社会 対策推進 室
3 地域 包括支 援に関 する会 議	要綱第2条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号および第11号に関する事 【具体的項目】 (1) 地域包括支援センター運営協議会に関する事 (2) 指定介護予防支援に関する事（指定介護予防支援事業者の指定・拒否に関する事） (3) 介護保険以外の在宅支援に関する事（他の会議に属することを除く） (4) 介護予防・生活支援サービス事業に関する事 (5) 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関する事 (6) 高齢者介護にかかる苦情・相談に関する事（他の会議に属することを除く） (7) 在宅医療・介護連携推進事業の運営に関する事	長寿社会 対策推進 室

	(8) 在宅医療提供体制に関すること (9) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	
--	---	--

4 介護保険に関する会議	要綱第2条第6号、第7号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 介護保険事業計画に関すること (2) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（他の会議に属することを除く） (3) 介護サービスの質の確保に関すること (4) 高齢者の住まいに関すること (5) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	介護保険課
5 地域密着型サービスに関する会議	要綱第2条第8号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（地域密着型サービスの指定・拒否に関すること） (2) 介護保険にかかる施設整備に関すること (3) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	介護保険課
6 1から5に係る調整会議	要綱第2条に関する事で、1～5に掲げる会議間で調整が必要な項目に関すること	長寿社会対策推進室